

質問と回答【申請手続き編】

- Q 1 事業完了後、補助金が交付されるのはいつか。
- A 1 「補助金交付請求書（様式第 15）」の提出を受けてから 1 か月程度を目途に交付する予定です。
- Q 2 提出書類について、「個人事業の開業・廃業届出書」が無い場合、「所得税の青色申告承認申請書」の写しで代用することは可能か。
- A 2 可能です。
- Q 3 提出書類について、「旅館業営業許可書」が無い場合、保健所の証明で代用することは可能か。
- A 3 可能です。
- Q 4 複数の宿泊施設を運営している場合、それぞれの施設について補助を受けることは可能か。
- A 4 本補助金の対象は、旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けて、同法第 2 条第 2 項、第 3 項若しくは第 4 項の営業を行っている施設を指しますので、上記の許可を受けている施設については、それぞれ補助を受けることが可能です。
- 例：複数の施設を運営している事業者で、「A 店舗」と「B 店舗」のそれぞれで旅館業法の許可を得て運営している場合、「A 店舗」及び「B 店舗」それぞれで各年度 1 件までの交付となります。
- Q 5 国等他の補助金と併行して申請することは可能か。
- A 5 業者等との契約前であれば、本補助金への申請は可能です。
ただし、併用する他の補助金の申請可否や、影響等については、各自の責任でもってご確認ください。